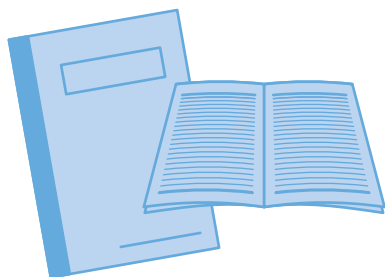


いじめ そう ごう たい さく 総合対策
【こ ども ばん子供版】

しょう がく ねん せい 小学4年生から ねん せい む 6年生向け



れい わ ねん がつ 令和7年6月
とう きょう と きょう いく い いん 東京都教育委員会

目次

- 「いじめ」とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 「いじめ」の解消^{かいしょう}・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 「『いじめ』かどうか」や「『いじめ』の解消^{かいしょう}」の判断^{はんだん}・・ 3
- 未然防止^{みぜんぼうし}：【いじめが起きないようにするために】・・ 4
- 早期発見^{そうきはいけん}：【いじめを早く見付けるために】・・・・・ 5
- 早期対応^{そうきたいおう}：【いじめが起こったとき】・・・・・ 8
 - 犯罪行為^{はんざいこうい}につながる「いじめ」について・・・・・ 9
- いじめの重大事態^{じゅうだいじたい}・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- いじめ問題^{もんだい}に向き合^むって必要^あなことを考えよう^{ひつよう} かんが ・・ 14

こどもばん さくせい あ 子供版の作成に当たって

がっこう 学校は、みなさんが、あんしん す 安心して過ごすことができる場所であることが必要^{ひつよう}です。
そのために、「いじめ」は、ぜったい 絶対あってはならないものです。今回、みなさんが、
いじめ問題^{もんだい}やいじめ防止^{ぼうし}について考え、普段の自分の言動^{かんが ふだん じぶん げんどう}をふり返^{かえ}ることが
できるものとして、このデジタルブックを作成^{さくせい}しました。みなさん一人一人が、
このデジタルブックの内容^{ないよう}を理解^{りかい}して生活^{せいかつ}することで、いじめのない明るい
がっこう 学校づくりにつなげていけることを期待^{きたい}しています。

「いじめ」とは

どんなものが「いじめ」か、
知っていますか。

話をするのが苦手な子に対して、
「〇〇さんも何か言いなよ！」
と強く言う。

何も言わずに、勝手に
えんぴつや消しゴムを使う。

係決め等で、
いつも同じ人にやらせる。

同じ子にわざとぶつかったり、
その子の持ち物を
わざと落としたりする。

SNS等で特定の子の
悪口を発信する。

わざと
けったりたたいたりする。

被害の子供が嫌な思いをした行為は、全て「いじめ」に
当たります。

「いじめ」について、「いじめ防止対策推進法」で説明されています。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍
している等当該児童等と一定の人間関係のある他の
児童等が行う心理的又は物理的なえいきょうをあた
える行為（インターネットを通じて行われるものを
ふくむ。）であって、当該行為の対象となった児童等
が心身の苦痛を感じているもの。

被害の子供の
心情の側に立って
考えなければ
いけません。

ポイント

被害の子供が、「心身の苦痛（嫌な思い）を感じている」かどうかを
基準として、個別に判断します。

- 加害の子供の人数は関係ありません。（一人でも、集団でも関係ありません。）
- 暴力行為の有無は関係ありません。
（暴力行為が「あったから」、「なかったから」というのは、関係ありません。）
- 行為の回数は、関係ありません。
（1回だけの行為であっても、複数回行った行為であっても関係ありません。）
- 事案（行為）で判断するのではなく、個別に判断します。
（「この行為はいじめではない」と判断せず、行為を受けた子供がどう感じているかで
判断します。）

たと
例えば…

1 好意で行った言動 ～親切のつもりが～

発言の苦手な子に、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く言った。

2 意図せずに行った言動 ～悪気はなかったのに～

リレーでバトンを落とした子に、「何やってんだ！」と怒鳴った。

3 衝動的に行った言動 ～つい、かっとなって…～

うっかりぶつかってきた子に、「何するんだよ。」と言い、にらんだ。

うっかりぶつかってきた子に対して、その場でなぐりかかった。

4 故意に行った言動 ～あの子に腹が立つ～

体育の時間等で、「あなたのせいで負けたの分かっているの！」と問いつめた。

失敗するたびに、「きもい！」「足を引っ張るな！」などとはやし立てた。

持ち物をかくして、被害の子が困っている様子を笑って見ていた。

試合で負けたおわびに、メンバー全員に、1,000円ずつはらうよう強要した。

お金を持って来ないことを理由に、なぐったり、けったりした。

法律でいじめと定められているものの範囲

一般的に、いじめと考えられている部分

被害の子供が嫌な思いをした言動は、全て「いじめ」に該当します。
いじめの被害の重大性によっては、犯罪行為として警察と連携して対応することもあります。

「いじめ」の解消

「いじめ」が、なくなった状態を「『いじめ』の解消」と言います。
「いじめの解消」については、「いじめ防止等のための基本的な方針」で説明されています。

① いじめに係る行為が止んでいること

- 少なくとも3か月を目安とする。
- ただし、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定することもある。

② 被害の児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- 被害の児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
- 被害の児童・生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。



ポイント

- 「謝った」「今は何もししていない」などで、いじめが解消されたことにはなりません。
- 上の①、②の条件が満たされていることをふくめ、子供の状況等を総合的に考えて、いじめが解消されたかどうかを校長が判断します。

「『いじめ』かどうか」や「『いじめ』の解消」の判断



ポイント

児童・生徒、保護者、地域住民、関係機関等からの「いじめ」に関する情報が「いじめ」かどうかや、いじめが解消されたかどうかは、各学校の「学校いじめ対策委員会」において、報告・協議され、校長が、いじめであるかどうかを判断します。

***都内全公立学校**には、校長、副校長をはじめとして、スクールカウンセラーをふくむ、あらかじめ決められた先生方がメンバーとなった「学校いじめ対策委員会」があります。

未然防止：【いじめが起きないようにするために】

1 学校いじめ防止基本方針

各学校が、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたものです。

ポイント

- 都内全公立学校は、学校のホームページに公開しています。
- 新年度の初めに、学校便りや保護者会等で説明し、各家庭等へ周知をしています。
- 毎年度末に、次年度の方針を策定しています。

2 教職員の「いじめに関する研修」

各学校では、全ての教職員が、「いじめ防止対策推進法」や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底できるようにしています。

また、教職員が、子供の様子からささいなことでもいじめに気付くことができるようにしたり、正しく対応したりすることができるようになることを目指して、年間3回以上の校内研修を実施しています。

ポイント

都内全公立学校に勤務する教職員は、校内研修だけでなく、教育委員会が実施している、いじめに関する研修も受けています。

3 いじめに関する授業

各学校では、全ての学級で、年間3回以上、「いじめに関する授業」を実施しています。

ポイント

- 全ての子供に対して、
 - いじめは絶対に許されない行為であること。
 - 例え、相手の言動に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないこと。
 - 同じ言葉や行為でも、楽しいと感じる人もいれば、不快と感じる人もいますなど、人によって感じ方が異なること。
- などを理解できるようにしています。

4 SOSの出し方に関する教育

各学校では、いずれかの学年で学校や学年の実態に応じて年間1単位時間以上、実施しています。



ポイント

- 「身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにすること」を目的としています。
- いずれかの学年で「年間1単位時間以上」とは、例えば、小学校の場合、6年間で1回以上の授業を行うという考え方です。

早期発見：【いじめを早く見付けるために】

1 いじめに関する調査（いじめアンケート）

都内全公立学校では、いじめをはあくするためのアンケートを年間3回以上、実施し、その内容を教職員間で伝え合っています。

いじめやいじめの疑いがある状況を確認するための重要な参考資料となっています。

実施方法や質問項目は、子供の実態をふまえ、学校や学年ごとに工夫しています。



ポイント

- 自分のことだけでなく、友達のことで見たり聞いたりしたことを書いても大丈夫です。
- みなさんが回答したアンケートは、定められた期間保存することになっています。
都立学校・・・実施した年度末から5年間
区市町村立学校・・・その区市町村が定める保存期間

2 学校教育相談体制

子供やその保護者のみなさんは、困ったことがあったときなどは、いつでも学校の教職員に相談することができます。担任の先生だけでなく、学年の先生、保健室の先生など、話しやすい先生へ相談をすることができます。

子供や保護者からの相談に応じられるように、各学校では学校教育相談体制の充実を図っています。

(1) 心理の専門家：スクールカウンセラー

スクールカウンセラーは、「心理の専門家」であり、都内全公立学校に配置しています。みなさんが、気軽にスクールカウンセラーに相談できるよう、できる限り、夏休みまでにスクールカウンセラーによる全員面接を実施するようにしています。

対象となるのは、なやみが多くなる傾向のある小学校5年生、新たな進学先で不安の多い中学校1年生、高等学校1年生です。特別支援学校においては、これらの学年に当てはまる学年で実施しています。

ポイント

- スクールカウンセラーによる全員面接は、学校によって、対象以外の学年も実施しています。全学年実施している学校もあります。
- その学校の子供であれば、だれでもスクールカウンセラーに相談できます。また、スクールカウンセラーの勤務日に予約が入っていなければいつでも相談できます。スクールカウンセラーへ直接確認するのが難しい場合は、担任の先生や保健室の先生に確認することができます。
- 自分のことだけでなく、学級のことや友達のことなど、気になることも相談することができます。
- 担任の先生へ直接話しづらいことを、スクールカウンセラーに相談することができます。

(2) 福祉の専門家：

① スクールソーシャルワーカー（区市町村立学校）

いじめの問題の解決や、不登校への支援に向け、子供や家庭が置かれている環境改善等を行う「福祉の専門家」です。

② ユースソーシャルワーカー（都立学校）

いじめ、中途退学等の問題の解決や、不登校への支援に向け、子供や家庭が置かれている環境改善等を行う「福祉や就労の専門家」です。

ポイント

- 事例によっては、学校いじめ対策委員会にスクールソーシャルワーカーやユースソーシャルワーカーが参加し、子供の支援方法等を共に協議することもあります。
- 事例によっては、学校と連携して、子供やその保護者を直接支援することもあります。

3 学校以外の相談

いじめなどのなやみや不安などを学校には相談しづらい場合には、学校以外の外部の相談窓口で相談に応じています。年間3回、長期休業日前に「外部相談窓口の周知のためのチラシ」を、配布しています。

児童・生徒のみなさんへ 不安や悩みがあるときは… 一人で悩まず、相談しよう

・あるの相談は、文部省の指定機関です。
・他の相談窓口も複数あります。

いじめや不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。

24時間対応
0120-874-374
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00
東京都教育相談センター

考えよう！いじめ・SNS@Tokyo

教育相談一般・東京いじめ相談ホットライン

24時間対応
0120-53-8288
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00
東京都教育相談センター

東京児童相談センター

ヤング・テレホン・コーナー

こたエール

こころのほっとライン

児童・生徒を性暴力から守るための相談窓口

性暴力相談ダイヤル NaNa

こころの電話相談

児童・生徒のみなさんへ 不安や悩みがあるときは… 一人で悩まず、相談しよう

1. いじめや不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。
24時間対応
0120-874-374
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00
東京都教育相談センター

2. 考えよう！いじめ・SNS@Tokyo
教育相談一般・東京いじめ相談ホットライン
24時間対応
0120-53-8288
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00
東京都教育相談センター

3. 東京児童相談センター
24時間対応
0120-0-78310
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00
東京都教育相談センター

4. ヤング・テレホン・コーナー
24時間対応
03-3580-4970
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00
東京都教育相談センター

5. こたエール
24時間対応
03-3366-4152
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00
東京都教育相談センター

6. こころのほっとライン
24時間対応
0120-1-78302
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00
東京都教育相談センター

7. 児童・生徒を性暴力から守るための相談窓口
性暴力相談ダイヤル NaNa
24時間対応
03-5577-3899
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00
東京都教育相談センター

8. こころの電話相談
24時間対応
042-312-8119
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00
東京都教育相談センター

9. こころのほっとライン
24時間対応
0570-087478
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00
東京都教育相談センター

児童・生徒向け 「不安やなやみがあるときは… 一人で悩まず、相談しよう」

相談するとどうなるの??

悩みがあるとき

電話
メール
SNS
手紙

各相談窓口で、親身になって話を聞いたり、相談に乗ったりします。

心理職・相談員・警察官・弁護士等

・匿名で相談することができます。
・各相談の相談員があなたのつらさや苦しさを受け止めます。
・あなたと一緒に、どうしたら良いか考えます。
・必要に応じて、関係機関を紹介することもあります。

悩みの解決

解決に向けて相談を続けます。

不安や悩みは誰にでもあります。あなたを支える人がいます。一緒に考えていきましょう。

児童・生徒向け 「相談するとどうなるの??」

保護者向け相談窓口一覧

令和6年12月

どんなことでも構いません。遠慮せずに御相談ください。

いじめや不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。

24時間対応
0120-53-8288
東京都教育相談センター

生活や子育てなど家庭のことについて困っている。

24時間対応
03-3360-4192
東京都教育相談センター

非行や暴力、犯罪被害などを警察に相談したい。

24時間対応
03-3580-4970
ヤング・テレホン・コーナー

子供の行動や発達などについて不安がある。

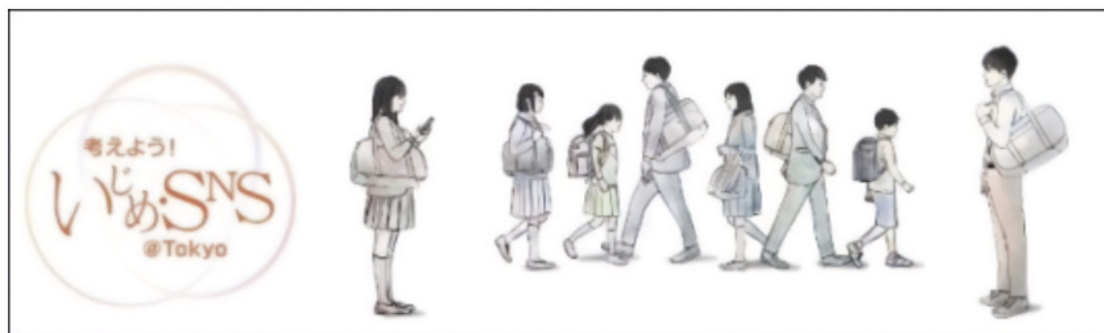
24時間対応
042-312-8119
東京都立小児総合医療センター

心の悩みや不安などを聞いてほしい。

24時間対応
0570-087478
東京都保健医療局

保護者向け 「相談窓口一覧」

いじめ等防止のスマートフォン用アプリ・情報サイト
「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」



早期対応：【いじめが起こったとき】

1 対応記録の保管

都内全公立学校では、いじめ問題の対応経過については、全ての事例について、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管しています。



ポイント

特定の先生だけでなく、学校全体で、いじめ問題へ対応しています。

2 被害および加害の子供の保護者の理解に基づく対応

学校は、加害の子供や保護者が、被害の子供や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような対応ではなく、教職員と両方の保護者が、正確な事実に基づき、たがいの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定するようにしています。

3 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応

暴力をともしないいじめなど、犯罪行為として取りあつかわれるべきであると考えられる事例については、教職員が、警察や児童相談所等と適切に連携し、加害の子供に対して、指導を行います。

特に、学校での指導の推進や、加害の子供の反省が見られない場合などにかかわらず、被害の子供の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、ためらうことなく直ちに、警察に通報し、援助を求めます。



ポイント

- 子供だからといって、犯罪行為が許されることはありません。
- いじめの内容や状況によっては、学校だけではなく、警察が厳しく対応する場合もあります。

犯罪行為につながる「いじめ」について

この表は、犯罪につながる行為を、例として示したものである。

いじめの行為	学校で起こり得る事例	犯罪の名前
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。	● ゲームや悪ふざけとして、くり返し同級生をなぐったりけったりする。	暴行
刃物等で怪我をさせられる。	● ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて怪我をさせる。	傷害
いやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	● 無理矢理、衣服をぬがす。	暴行
	● 度胸試しやゲームとして、無理矢理危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要
	● 家族に危害を加えたとおどし、特殊詐欺や闇バイト等の犯罪行為をやらせる。	
きんぴん 金品をたかられる。	● 断れば危害を加えたとおどし、性器や胸、おしりをさわる。	不同意わいせつ
	● 断れば危害を加えたとおどし、現金等を巻き上げる。	恐喝
きんぴん 金品をかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、捨てられたりする。	● 断れば危害を加えたとおどし、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	
	● くつや体操服、教科書等の所持品をぬすむ。	窃盗
	● 財布から現金をぬすむ。	
	● 自転車をこわす。	器物破損等
	● 制服をカッターで切りさく。	
ひ 冷やかしかからかい、悪口やおどし文句等、いやなことを言われる。	● 学校に来たら危害を加えたとおどす。	脅迫
	● 本人のはだかなどが写った写真・動画をインターネット上で拡散するとおどす。	
	● 特定の人物を誹謗中傷するために、校内や地域のかべや掲示版、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをしていた」など事実でないことを書いたり、身体的特徴を指摘して「気持ち悪い」、「不細工」、「うざい」などと悪口を書いたりする。	名誉毀損 侮辱

いじめの行為 こうい	学校で起こり得る事例 がっこう おこり う じれい	犯罪の名前 はんざい なまえ
パソコンやスマートフォン等でいやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	● 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画をさつえいして送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ● 同級生等のはだかの写真・動画を友達やSNS上のグループに送信するなど、多数の者に提供する。	児童ポルノ提供等 じ どう ていきやう どう

4 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、ひぼう中傷などが行われていることが確認された場合は、書きこみを行った子供に対して直ちに指導を行い、被害の子供の保護者と連携して、その内容の拡散防止と削除の徹底を図ります。警察に相談しながら対応することもあります。



ポイント

- インターネットを通じて行われるコミュニケーションは、いじめる気持ちがなくとも、いじめになってしまうことがあります。
- インターネットを通じたいじめは、広がるスピードが速いこと、広がりが大きいことなどの特徴があります。
- SNS等は、仲間同士で通信しているため、いじめが行われていても、大人が見ぬくことが難しいです。また、子供は、仲間を失いたくないという意識が強いので、大人に相談することが難しいことがあります。
- SNS等によるいじめは、いじめている側が、あまり悪いことをしていると思っていないことが問題です。
- SNS等でのコミュニケーションも日常生活と同様に、向こう側に人がいることを意識することが重要であり、人のいやがることを言ったり書いたりしないことなど、自分の言葉に責任をもつ必要があります。

いじめの重大事態

いじめの程度がひどい場合には、「いじめの重大事態」としてあつかわれるようになり、学校だけでなく、教育委員会も一緒になって対応していきます。

- 児童・生徒が自殺をしたり、しようとしたりした場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を受けた場合
- 精神性の病気になった場合
- いじめにより、年間 30 日以上欠席する場合
(連続して欠席している場合は、年間 30 日に限らない)
- 児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合

などは、「いじめの重大事態」としてあつかわれます。

事例

① 児童・生徒が自殺をしたり、しようとしたもの

- 軽傷で済んだものの、自殺をしようとした。

② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳しんとうとなった。
- なぐられて歯が折れた。
- カッターでさされそうになったが、とっさにバッグをたてにしたためさされなかった。
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- お腹が痛くなったり、はいたりするなどの心理的な原因の身体反応が続く。
- 多くの児童の前でズボンと下着をぬがされはだかにされた。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を受けた場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円をわたした。
- スマートフォンを水につけられこわされた。

④ いじめにより登校できなくなり、学校を変えた場合

- 欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、学校を変えた（退学等もふくむ）。



ポイント

- 「いじめの重大事態」は、被害が生じた事実を確認する前の「疑い」の段階で発生したものとして判断します。
- 子供や保護者から申立てがあった場合は、必ず重大事態が発生したものとして調査・報告します。
- 重大事態が発生した場合、学校だけでなく、教育委員会と連携して対応します。

被害の子供に寄りそい、不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、学校が徹底した支援を行います。

加害の子供に対する対応

被害の子供の実態や対応状況等、必要に応じて、以下のような対応をとることがあります。

- 加害の子供の別室での学習
- 警察や児童相談所等の関係機関と連携した、加害の子供への支援

【高校生いじめ防止協議会で作成された資料】

いじめ防止等啓発資料（中級編）
もしかして…
相手にいやな思いをさせていないかな

Aさん、何も発言していない。
「Aさんも、意見を言いなよ！」

私は、発表することが苦手なのに、無理やり意見を言わせないでほしい。

Bさんが考えを押し付けてくる。
私の意見は無視されたように感じる。

Cさんが話を聞いてくれない。
僕のことも見下しているのかな。

◆ いやなことや悲しいことがあったら、家族や先生、友達に話してみよう。

◆ すれ違いや誤解があったら、本音で話をし、互いの気持ちを伝え合おう。

学校では
「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」
を使って、いじめ問題への取組を行っています。
どんなことが書いてあるのか見てみよう。

東京都教育委員会ウェブサイト
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/choo/contents/shuyoku_misaki-ec.html

令和6年3月 東京都教育庁 指導課

いじめ防止等啓発資料（児童・生徒用）
「いじめ」のことを相談したら、もっといじめられるかも

そんなことありません
必ずあなたを守ります

相談してくれたあなたの思いを大切にします
解決する方法を先生方みんなで考えます

学校にいる大人へ相談
相談・メール
YYFV2020.kyoiku.tocho.local\Y指導企画課 に保存

担任の先生やスクールカウンセラーなど、何でもいらいから話しやすい大人に伝えてね
伝えたあと、どうなるの？

先生たちみんなで、あなたを守る方法について考えます

全ての学校には、いじめの解決に向けて協力するチームがあります（学校いじめ対策委員会）

家族と協力します
必要な場合は、地域の人などと協力します

解決に向け、
大人たちが力を合わせて、あなたを支えます

相談
教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン
24時間対応 電話相談
0120-53-8288

メール相談
ホームページ上のフォームから利用できます

話してみよう 子供専用
SNS等教育相談
毎日15:00-23:00受付（22:30まで）

いじめの問題に詳しい人が、なやみを聞いて、どうすれば解決できるか一緒に考えます

東京都教育相談センターには、いじめ、学校生活、友人関係などの悩みをそう相談員がいます

令和6年3月 東京都教育庁 指導課

いじめや相談について学べる資料となっています。

児童・生徒用「いじめ防止等啓発資料」

いじめ問題に向き合って必要なことを考えよう

東京都教育委員会では、令和5年度から、子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組として、都立高等学校の生徒を「高校生委員」に任命し、「高校生いじめ防止協議会」を開催しています。



東京都教育委員会の「いじめ防止」に関する取組について、子供の視点から見直しを図り、子供自身がいじめ防止について考え、話し合いをしています。

子供が本音で、思いや考えを交わす場となるように、「高校生委員」だけで話し合っています。「高校生いじめ防止協議会」から、以下のような考えが挙がりました。

自分たちがすべきこと

- 友達が言ったことは、まずしっかりと聞くことを心がけ、何を話しても大丈夫という、安心して話せる環境をみんなで作ることが必要だと思う。
- 周囲を気にしたり、気配りをしたりする意識をもつことが必要ではないか。
- いじめは自分たちの問題という意識をもち、いじめを許さないという雰囲気をつくる。
- SNSの使い方を改善する。

など

学校で行ってほしいこと

- アンケートがシンプル過ぎる。いじめについて考えることができる内容の方がよい。いじめ問題やアンケートの行い方について、見直してほしい。
- いじめに関してどう考えるかは、小学校での学びが大事だと思う。
- カウンセリングルームの開放や環境を整備する。
- グループワークを取り入れるなど、子供が気軽に発言できるような授業を増やしてほしい。
- いじめ問題について考える、子供主体の行事を増やしたらどうだろうか。

など

社会にお願いしたいこと

- スクールカウンセラーへの相談予約を電子予約システムにする。
- 子供が主体となる、教育活動を広めてほしい。
- いじめ防止を身近に意識できるグッズを配布する
- 行政の取組を学校や家庭へ伝わるようにした方がよい。

など

み ぢか おとな かなら まも
身近な大人があなたを必ず守ります

いじめをした人^{ひと}は

あまり^{おぼ}覚えていないかもしれないけれど

いじめ^うを受けた人^{ひと}はずっと^{わす}忘れないよ

こころ いっしょう き きず のこ
心に一生消えない傷が残るんです

このデジタルブックを^よ読んで、自分の^{じぶん}考え^{かんが}や行動^{こうどう}することを^{かんが}考えましょう。

